

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和6年8月27日

届出年月日：令和6年8月21日

店 舗 名：ウエストタウン大分

設 置 者：イオン九州株式会社

縦 覧 期 間：令和6年8月27日～同年12月27日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

届出の概要：別紙のとおり

規則様式第2（規則第6条関係）



大分県知事 佐藤樹一郎 殿

変更届出書

令和6年8月21日

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

イオン九州株式会社
代表取締役 中川伊正
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエストタウン大分
大分県大分市賀来南三丁目3843番地 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオン九州株式会社
代表取締役 柴田祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(変更後) イオン九州株式会社
代表取締役 中川伊正
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
イオン九州株式会社	代表取締役 柴田祐司	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 佐々木勉	福岡市博多区大井二丁目3番1号
株式会社不動産サポート	代表取締役 荒木亮	大分市牧一丁目3番3号
株式会社宇佐エンタープライズ	代表取締役 芝原昇司	大分県宇佐市大字芝原333番地1

(変更後)

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
イオン九州株式会社	代表取締役 中川伊正	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

3 変更の年月日

令和6年5月24日

4 変更する理由

建物設置者及び小売業者の代表者交代及びテナント撤退のため